

改正案

現行

2 放課後児童健全育成事業等

(1) 都道府県分

現行のとおり (略)

(2) 指定都市・中核市分

①放課後児童指導員等資質向上事業

現行のとおり (略)

②放課後児童健全育成事業費

2 放課後児童健全育成事業等

(1) 都道府県分

(略)

(2) 指定都市・中核市分

①放課後児童指導員等資質向上事業

(略)

②放課後児童健全育成事業費

※ 事業実績(児童数10～19人・開設日数250日以上の放課後児童クラブ)

実施市名	放課後児童クラブ名	開設状況				児童数			分割	年度途中における新規開設	新規開設年月日
		年間開設日数 (a)	開設日数加算対象日数 (a)-250	開設時間	長時間開設 平日分	1～3年	4～6年	計			
		日	日	時～時 (長期休業日等時 時間)							年月日
		日	日	時～時 (長期休業日等時 時間)							年月日
		日	日	時～時 (長期休業日等時 時間)							年月日
合計	クラブ	日	日		施設	施設			か所	か所	

(注1)「長時間開設の平日分」欄は、授業日における1日の開設時間が6時間を超えて、かつ18時を超えて開設した場合の(年間平均)時間数を「長時間開設の児童数」欄に、「1日の開設時間が6時間を超えて開設した場合」の年間平均時間数を記入すること。  
 (注2)「児童数」欄の( )内は、障害児数を内数で記入すること。  
 (注3)「開設日数加算対象日数」は「年間開設日数」が900日以上の場合は、50日とすること。また、授業日、長期休業日(土曜、日曜及び祝日を除く)及びクラブ開設に必要な閉所日は、基準開設日数(250日)に含まれていないので、対象日数については、開設時間が6時間以上の場合、授業日、長期休業日(土曜、日曜及び祝日を除く)及びクラブ開設に必要な閉所日は、基準開設日数(250日)に含まれているので、対象日数については、開設時間が6時間以上の場合、開設時間が6時間以上のこと。  
 (注4)「分割」欄は、年度途中にクラブを分割する(した)場合に○印を付し、分割前の放課後児童クラブ名を記入すること。  
 (注5)「年度途中における新規開設」欄は、年度途中にクラブを新規で開設する場合に○印を付すること。  
 (注6)「新規開設年月日」欄は、(注5)により○を付した場合には、新規開設する(した)年月日を記入すること。  
 また、基準額の算出については、月割りにより算出とすること。なお、「年度途中における新規開設」する(した)クラブについては、要年度以降1年を経過して開設した場合に、開設日数等が基準開設日数(250日)に満たないクラブは補助対象外であることに注意すること。

※ 事業実績(児童数10～19人・開設日数250日以上の放課後児童クラブ)

実施市名	放課後児童クラブ名	開設状況				児童数			分割	年度途中における新規開設	新規開設年月日
		年間開設日数 (a)	開設日数加算対象日数 (a)-250	開設時間	長時間開設 平日分	1～3年	4～6年	計			
		日	日	時～時 (長期休業日等時 時間)							年月日
		日	日	時～時 (長期休業日等時 時間)							年月日
		日	日	時～時 (長期休業日等時 時間)							年月日
合計	クラブ	日	日		施設	施設			か所	か所	

(注1)「長時間開設の平日分」欄は、授業日における1日の開設時間が6時間を超えて、かつ18時を超えて開設する場合に○印を付すること。  
 (注2)「児童数」欄の( )内は、障害児数を内数で記入すること。また、「児童数」欄の( )内は、障害児数を記入する場合は○印を付すること。  
 (注3)「児童数の対象」は、障害児数、身体障害者手帳、特別児童手帳所持児童を指していること。ただし、手帳を所持していない場合であっても、医師、児童相談所等公的機関の診断書により「児童」に該当すること。  
 (注4)「開設日数加算対象日数」は「年間開設日数」が900日以上の場合は、50日とすること。また、授業日、長期休業日(土曜、日曜及び祝日を除く)及びクラブ開設に必要な閉所日は、基準開設日数(250日)に含まれているので、対象日数については、開設時間が6時間以上の場合、開設時間が6時間以上のこと。  
 (注5)「分割」欄は、年度途中にクラブを分割する(した)場合に○印を付し、分割前の放課後児童クラブ名を記入すること。  
 (注6)「年度途中における新規開設」欄は、年度途中にクラブを新規で開設する場合に○印を付すること。  
 (注7)「新規開設年月日」欄は、(注5)により○を付した場合には、新規開設する(した)年月日を記入すること。  
 また、基準額の算出については、月割りにより算出とすること。なお、「年度途中における新規開設」する(した)クラブについては、要年度以降1年を経過して開設した場合に、開設日数等が基準開設日数(250日)に満たないクラブは補助対象外であることに注意すること。

改正案

現行

ド 専業実績(児童数20~36人・開設日数250日以上)の放課後児童クラブ

実施市名	放課後児童クラブ名	年間開設日数 (a)	開設日数加算 対象日数 (a)-250	開設状況		児童数			分割	年度途中 における 新規開設	新規開設 年月日
				開設時間	長時間開設 平日分	長期休暇 差込	1~3年	4~6年			
		日	日	時~時 (長期休業日等 除く)							年月日
		日	日	時~時 (長期休業日等 除く)							年月日
		日	日	時~時 (長期休業日等 除く)							年月日
合計	クラブ	日	日		時間	時間			か所	か所	

- (注1)「長時間開設」は、授業日における1日の開設時間が6時間を超え、かつ18時を超えて開設した場合の年間平均開設数を、「長時間開設の長期休暇分」は、「1日の開設時間が6時間を超えて開設した場合の年間平均開設数を記入すること。
  - (注2)「児童数」欄の( )内は、障害児数を内数で記入すること。
  - (注3)「開設日数加算対象日数」は「年間開設日数が300日以上の場合、30日とすること。また、授業日、長期休業日(土曜、日曜及び祝日を除く)及びクラブ開設に必要な開所日は、基準開設日数(250日)に含まれているので、対象日数については、開設時間が6時間以上のこと。
  - (注4)「分割」欄は、年度の途中にクラブを分割する(した)場合に○印を付し、分割前の放課後児童クラブ名を記入すること。
  - (注5)「年度途中における新規開設」欄は、年度途中にクラブを新規で開設する場合に○印を付すること。
  - (注6)「新規開設年月日」欄は、(注5)により○を付した場合に、新規開設する(した)年月日を記入すること。
- また、基準額の算出については、月割りにより算出すること。なお、「年度途中における新規開設」する(した)クラブについては、翌年度以降1年を通じて開設した場合に、開設日数等が基準開設日数(250日)に満たないクラブは補助対象外であるので注意すること。

ド 専業実績(児童数20~36人・開設日数250日以上)の放課後児童クラブ

実施市名	放課後児童クラブ名	年間開設日数 (a)	開設日数加算 対象日数 (a)-250	開設状況		児童数			分割	年度途中 における 新規開設	新規開設 年月日
				開設時間	長時間開設 平日分	長期休暇 差込	1~3年	4~6年			
		日	日	時~時 (長期休業日等 除く)							年月日
		日	日	時~時 (長期休業日等 除く)							年月日
		日	日	時~時 (長期休業日等 除く)							年月日
合計	クラブ	日	日		時間	時間			か所	か所	

- (注1)「長時間開設」は、授業日における1日の開設時間が6時間を超え、かつ18時を超えて開設する場合に○印を付すること。
  - (注2)「児童数」欄の( )内は、障害児数を内数で記入すること。また、「児童数記入」の欄は障害児数を記入する場合に○印を付すること。
  - (注3)「開設日数加算対象日数」は「年間開設日数が300日以上の場合、30日とすること。また、授業日、長期休業日(土曜、日曜及び祝日を除く)及びクラブ開設に必要な開所日は、基準開設日数(250日)に含まれているので、対象日数については、開設時間が6時間以上のこと。
  - (注4)「分割」欄は、年度の途中にクラブを分割する(した)場合に○印を付し、分割前の放課後児童クラブ名を記入すること。
  - (注5)「年度途中における新規開設」欄は、年度途中にクラブを新規で開設する場合に○印を付すること。
  - (注6)「新規開設年月日」欄は、(注5)により○を付した場合に、新規開設する(した)年月日を記入すること。
- また、基準額の算出については、月割りにより算出すること。なお、「年度途中における新規開設」する(した)クラブについては、翌年度以降1年を通じて開設した場合に、開設日数等が基準開設日数(250日)に満たないクラブは補助対象外であるので注意すること。

ド 専業実績(児童数36~70人・開設日数250日以上)の放課後児童クラブ

実施市名	放課後児童クラブ名	年間開設日数 (a)	開設日数加算 対象日数 (a)-250	開設状況		児童数			分割	年度途中 における 新規開設	新規開設 年月日
				開設時間	長時間開設 平日分	長期休暇 差込	1~3年	4~6年			
		日	日	時~時 (長期休業日等 除く)							年月日
		日	日	時~時 (長期休業日等 除く)							年月日
		日	日	時~時 (長期休業日等 除く)							年月日
合計	クラブ	日	日		時間	時間			か所	か所	

- (注1)「長時間開設」は、授業日における1日の開設時間が6時間を超え、かつ18時を超えて開設した場合の年間平均開設数を、「長時間開設の長期休暇分」は、「1日の開設時間が6時間を超えて開設した場合の年間平均開設数を記入すること。
  - (注2)「児童数」欄の( )内は、障害児数を内数で記入すること。
  - (注3)「開設日数加算対象日数」は「年間開設日数が300日以上の場合、30日とすること。また、授業日、長期休業日(土曜、日曜及び祝日を除く)及びクラブ開設に必要な開所日は、基準開設日数(250日)に含まれているので、対象日数については、開設時間が6時間以上のこと。
  - (注4)「分割」欄は、年度の途中にクラブを分割する(した)場合に○印を付し、分割前の放課後児童クラブ名を記入すること。
  - (注5)「年度途中における新規開設」欄は、年度途中にクラブを新規で開設する場合に○印を付すること。
  - (注6)「新規開設年月日」欄は、(注5)により○を付した場合に、新規開設する(した)年月日を記入すること。
- また、基準額の算出については、月割りにより算出すること。なお、「年度途中における新規開設」する(した)クラブについては、翌年度以降1年を通じて開設した場合に、開設日数等が基準開設日数(250日)に満たないクラブは補助対象外であるので注意すること。

ド 専業実績(児童数36~70人・開設日数250日以上)の放課後児童クラブ

実施市名	放課後児童クラブ名	年間開設日数 (a)	開設日数加算 対象日数 (a)-250	開設状況		児童数			分割	年度途中 における 新規開設	新規開設 年月日
				開設時間	長時間開設 平日分	長期休暇 差込	1~3年	4~6年			
		日	日	時~時 (長期休業日等 除く)							年月日
		日	日	時~時 (長期休業日等 除く)							年月日
		日	日	時~時 (長期休業日等 除く)							年月日
合計	クラブ	日	日		時間	時間			か所	か所	

- (注1)「長時間開設」は、授業日における1日の開設時間が6時間を超え、かつ18時を超えて開設する場合に○印を付すること。
  - (注2)「児童数」欄の( )内は、障害児数を内数で記入すること。また、「児童数記入」の欄は障害児数を記入する場合に○印を付すること。
  - (注3)「開設日数加算対象日数」は「年間開設日数が300日以上の場合、30日とすること。また、授業日、長期休業日(土曜、日曜及び祝日を除く)及びクラブ開設に必要な開所日は、基準開設日数(250日)に含まれているので、対象日数については、開設時間が6時間以上のこと。
  - (注4)「分割」欄は、年度の途中にクラブを分割する(した)場合に○印を付し、分割前の放課後児童クラブ名を記入すること。
  - (注5)「年度途中における新規開設」欄は、年度途中にクラブを新規で開設する場合に○印を付すること。
  - (注6)「新規開設年月日」欄は、(注5)により○を付した場合に、新規開設する(した)年月日を記入すること。
- また、基準額の算出については、月割りにより算出すること。なお、「年度途中における新規開設」する(した)クラブについては、翌年度以降1年を通じて開設した場合に、開設日数等が基準開設日数(250日)に満たないクラブは補助対象外であるので注意すること。

改正案

事業実績(児童数71人以上・開設日数250日以上の放課後児童クラブ)

実施市名	放課後児童クラブ名	開設状況				児童数			分割	年度途中における新規開設	新規開設年月日
		年間開設日数 (a)	開設日数加算対象日数 (a)-250	開設時間	長時間開設 平日分	1~3年	4~6年	計			
		日	日	時~時 (長期休業日等時 間)		人	人	人			年月日
		日	日	時~時 (長期休業日等時 間)		人	人	人			年月日
		日	日	時~時 (長期休業日等時 間)		人	人	人			年月日
合計	クラブ	日	日		日間	人	人	人	か所	か所	

- (注1)「長時間開設の平日分」欄は、授業日における1日の開設時間が6時間を超えて、かつ18時を超えて開設した場合の年間平均時間数を、「長時間開設の長期休業日等分」欄は、1日の開設時間が6時間を超えて開設した場合の年間平均時間数を記入すること。
- (注2)「児童数」欄の( )内は、障害児数を内数で記入すること。
- (注3)「開設日数加算対象日数」は「年間開設日数」が300日以上の場合、50日とすること。また、授業日、長期休業日(土曜、日曜及び祝日を除く)及びクラブ開設に必要な開所日は、基準開設日数(250日)に含まれているので、対象日数については、開設時間が原則8時間以上のこと。
- (注4)「分割」欄は、年度途中にクラブを分割する(した)場合に○印を付し、分割前の放課後児童クラブ名を記入すること。
- (注5)「年度途中における新規開設」欄は、年度途中にクラブを新規で開設する場合に○印を付すること。
- (注6)「新規開設年月日」欄は、(注5)により○を付した場合に、新規開設する(した)年月日を入力すること。
- (注7)「新規開設年月日」欄は、(注6)により○を付した場合は、翌年度以降1年を過ぎて開設した場合に、開設日数等が基準開設日数(250日)に満たないクラブは補助対象外であるので注意すること。

事業実績(児童数20人以上・開設日数200~249日の放課後児童クラブ)

実施市名	放課後児童クラブ名	開設状況			児童数			分割
		年間開設日数	開設時間	長時間開設	1~3年	4~6年	計	
		日	時~時 (長期休業日等時 間)		人	人	人	
		日	時~時 (長期休業日等時 間)		人	人	人	
		日	時~時 (長期休業日等時 間)		人	人	人	
合計	クラブ			日間	人	人	人	か所

- (注1)「長時間開設の平日分」欄は、授業日における1日の開設時間が6時間を超えて、かつ18時を超えて開設した場合の年間平均時間数を記入すること。
- (注2)「分割」欄は、年度途中にクラブを分割する(した)場合に○印を付し、分割前の放課後児童クラブ名を記入すること。

現行

事業実績(児童数71人以上・開設日数250日以上の放課後児童クラブ)

実施市名	放課後児童クラブ名	開設状況				児童数			分割	年度途中における新規開設	新規開設年月日
		年間開設日数 (a)	開設日数加算対象日数 (a)-250	開設時間	長時間開設	1~3年	4~6年	計			
		日	日	時~時 (長期休業日等時 間)		人	人	人			年月日
		日	日	時~時 (長期休業日等時 間)		人	人	人			年月日
		日	日	時~時 (長期休業日等時 間)		人	人	人			年月日
合計	クラブ	日	日		日間	人	人	人	か所	か所	

- (注1)「長時間開設の平日分」欄は、授業日における1日の開設時間が6時間を超えて、かつ18時を超えて開設する場合に○印を付すること。
- (注2)「児童数」欄の( )内は、障害児数を内数で記入すること。また、「障害児受入」の欄は障害児を受け入れる場合に○印を付すること。
- (注3)「障害児受入」の欄は、障害児受入、身体障害者手帳、特別児童手帳等所持していること。ただし、手帳等を所持していない場合であっても、感音、伝音聴覚障害等の聴覚の障害等により「児童」に該当すること。
- (注4)「開設日数加算対象日数」は「年間開設日数」が300日以上の場合、50日とすること。また、授業日、長期休業日(土曜、日曜及び祝日を除く)及びクラブ開設に必要な開所日は、基準開設日数(250日)に含まれているので、対象日数については、開設時間が原則8時間以上のこと。
- (注5)「分割」欄は、年度途中にクラブを分割する(した)場合に○印を付し、分割前の放課後児童クラブ名を記入すること。
- (注6)「年度途中における新規開設」欄は、年度途中にクラブを新規で開設する場合に○印を付すること。
- (注7)「新規開設年月日」欄は、(注6)により○を付した場合は、翌年度以降1年を過ぎて開設した場合に、開設日数等が基準開設日数(250日)に満たないクラブは補助対象外であるので注意すること。

事業実績(児童数20人以上・開設日数200~249日の放課後児童クラブ)

実施市名	放課後児童クラブ名	開設状況			児童数			分割
		年間開設日数	開設時間	長時間開設	1~3年	4~6年	計	
		日	時~時 (長期休業日等時 間)		人	人	人	
		日	時~時 (長期休業日等時 間)		人	人	人	
		日	時~時 (長期休業日等時 間)		人	人	人	
合計	クラブ			加所	人	人	人	か所

- (注1)「長時間開設の平日分」欄は、授業日における1日の開設時間が6時間を超えて、かつ18時を超えて開設する場合に○印を付すること。
- (注2)「分割」欄は、年度途中にクラブを分割する(した)場合に○印を付し、分割前の放課後児童クラブ名を記入すること。

改 正 案

f 事業実績 総括表(a~eの計)

	実施か所数							開設日数加算対象日数
	a	b	c	d	a~d小計	e	a~e合計	
クラブ数	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	日
開設日数加算	か所	か所	か所	か所	か所	—	か所	
長時間開設	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	
	平日分	か所	か所	か所	か所	か所	か所	
	長期休暇分	か所	か所	か所	か所	か所	—	か所

実施市町村数	児 童 数		
	1~3年	4~6年	計
	人 ( )	人 ( )	人 ( )

(注1)「開設日数加算対象日数」欄は、開設日数加算の対象となる日数の総数を記入すること。  
 (注2)「児童数」欄の( )内は、障害児数を内数で記入すること。

③放課後子ども環境整備事業費  
 現行のとおり (略)

④放課後児童クラブ支援事業費  
 a ボランティア派遣事業  
 現行のとおり (略)

現 行

f 事業実績 総括表(a~eの計)

実施市名	実施か所数							開設日数加算対象日数	児 童 数			
	a	b	c	d	a~d小計	e	a~e合計		1~3年	4~6年	計	障害児受入
	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	人	人	人	か所

(注1)「実施か所数」欄の( )内は、長時間開設欄に○印を記入したか所数を内数で、「」内は、開設日数加算の対象となるクラブのか所数を内数で記入すること。  
 (注2)「開設日数加算対象日数」欄は、開設日数加算の対象となる日数の総数を記入すること。  
 (注3)「児童数」欄の( )内は、障害児数を内数で記入すること。また、「障害児受入」の欄は障害児を受け入れる場合にか所数を記入すること。

③放課後子ども環境整備事業費  
 (略)

④放課後児童クラブ支援事業費  
 a ボランティア派遣事業  
 (略)

改正案

現行

b 放課後子どもプラン実施支援等事業  
現行のとおり (略)

c 放課後児童の衛生・安全対策事業  
現行のとおり (略)

d 障害児受入推進事業

市町村名	指導員の配置方法	配置人数		か所数		備考
		会社	会社	会社	会社	
〇〇市	1. 市町村が雇用し、放課後児童クラブに派遣					
	2. 放課後児童クラブが雇用し、その費用を市町村が委託費として支出					
	3. 放課後児童クラブが雇用し、当該指導員に係る経費を市町村が補助					
□□市	1. 市町村が雇用し、放課後児童クラブに派遣					
	2. 放課後児童クラブが雇用し、その費用を市町村が委託費として支出					
	3. 放課後児童クラブが雇用し、当該指導員に係る経費を市町村が補助					
会社 (市町村数)	1. 市町村が雇用し、放課後児童クラブに派遣					
	2. 放課後児童クラブが雇用し、その費用を市町村が委託費として支出					
	3. 放課後児童クラブが雇用し、当該指導員に係る経費を市町村が補助					

〔注1〕「指導員の配置方法」欄は、該当する配置方法に○をすること。

〔注2〕当該年度に障害児の受入を予定していたが、やむを得ない事情により、結果的に障害児がクラブを利用しなかった場合は、備考欄にその理由を記載すること。

b 放課後子どもプラン実施支援等事業  
(略)

c 放課後児童の衛生・安全対策事業  
(略)

改正案

現行

(3) 市町村分

①放課後児童健全育成事業費

※事業費(児童数10~19人・開設日数250日以上の放課後児童クラブ)

実施市町村名	放課後児童クラブ名	年間開設日数 (a)	開設日数加算 対象日数 (a)-250	開設状況		児童数			分割	年度途中 に閉鎖 新規開設	新規開設 年月日
				長期開設	短期開設	1~3年	4~6年	計			
											年月日
											年月日
											年月日
小計	クラブ								か所	か所	
											年月日
											年月日
											年月日
小計	クラブ								か所	か所	
合計 (市町村)	クラブ								か所	か所	

(注1)「長期開設の平日分」は、授業日における1日の開設時間が60分を超えて、かつ12時を超えて開設する場合の年間平均開設日数を、1日の開設時間が60分を超えて開設する場合の年間平均開設日数を記入すること。  
 (注2)「児童数」欄のうち「長期開設」欄は、児童数と併せて記入すること。  
 (注3)「開設日数加算対象日数」は「年間開設日数」が500日以上の場合、50日とする。また、授業日、長期休業日(土曜、日曜及び祝日を除く)及びクラブ開設上必要な閉鎖日は、基準開設日数(250日)に含めていないので、別表記載の場合、別表記載の日に別表記載の日に加算すること。  
 (注4)「分割」欄は、年度の途中にクラブを分割する(した)場合に○印を付し、分割後の放課後児童クラブ名を記入すること。  
 (注5)「年度途中における新規開設」欄は、年度途中にクラブを新規で開設する場合に○印を付すること。  
 (注6)「新規開設年月日」欄は、(注5)により○を付した場合に、新規開設する(した)年月日を記入すること。  
 ※また、事業費の算出については、月割りにし算出すること。なお、「年度途中における新規開設」する(した)クラブについては、要年度以降1年を通じて開設した場合に、開設日数等が基準開設日数(250日)に満たないクラブは補助対象外であるので注意すること。

(3) 市町村分

①放課後児童健全育成事業費

※事業費(児童数10~19人・開設日数250日以上の放課後児童クラブ)

実施市町村名	放課後児童クラブ名	年間開設日数 (a)	開設日数加算 対象日数 (a)-250	開設状況		児童数			分割	年度途中 に閉鎖 新規開設	新規開設 年月日
				長期開設	短期開設	1~3年	4~6年	計			
											年月日
											年月日
											年月日
小計	クラブ								か所	か所	
											年月日
											年月日
											年月日
小計	クラブ								か所	か所	
合計 (市町村)	クラブ								か所	か所	

(注1)「長期開設の平日分」は、授業日における1日の開設時間が60分を超えて、かつ12時を超えて開設する場合の年間平均開設日数を、1日の開設時間が60分を超えて開設する場合の年間平均開設日数を記入すること。  
 (注2)「児童数」欄のうち「長期開設」欄は、児童数と併せて記入すること。  
 (注3)「開設日数加算対象日数」は「年間開設日数」が500日以上の場合、50日とする。また、授業日、長期休業日(土曜、日曜及び祝日を除く)及びクラブ開設上必要な閉鎖日は、基準開設日数(250日)に含めていないので、別表記載の場合、別表記載の日に別表記載の日に加算すること。  
 (注4)「分割」欄は、年度の途中にクラブを分割する(した)場合に○印を付し、分割後の放課後児童クラブ名を記入すること。  
 (注5)「年度途中における新規開設」欄は、年度途中にクラブを新規で開設する場合に○印を付すること。  
 (注6)「新規開設年月日」欄は、(注5)により○を付した場合に、新規開設する(した)年月日を記入すること。  
 ※また、事業費の算出については、月割りにし算出すること。なお、「年度途中における新規開設」する(した)クラブについては、要年度以降1年を通じて開設した場合に、開設日数等が基準開設日数(250日)に満たないクラブは補助対象外であるので注意すること。

改 正 案

現 行

②、事業費対し(従業員20～35人・開設日数250日以上の放課後児童クラブ)

実施市町村名	放課後児童クラブ名	開設状況		長期間開設 延日数 ※開設 割合	児 童 数			分割	年度途中 における 新規開設	新規開設 年月日
		年間開設日数 (a)	開設日数加算 対象日数 (a)-250		開設時間	1～3年	4～6年			
										年月日
										年月日
										年月日
小 計	クラブ							か所	か所	
										年月日
										年月日
										年月日
小 計	クラブ							か所	か所	
合 計 (市町村)	クラブ							か所	か所	

(注1)「長期間開設の延日数」は、設置日における1日の開設時間が6時間を超えて、かつ1日を超えて開設する場合は○印を付すこと。  
 (注2)「児童数(平均)」内は、児童数を内数で記入すること。また、「児童数(平均)」内は児童数を内数で記入し、児童数を合計して○印を付すこと。  
 (注3)「開設日数加算対象日数」は「年間開設日数」が300日以上の場合は、50日とする。また、授業日、長期休業日(土曜、日曜及び祝日を除く)及びクラブ開設上必要な開所日は、基準開設日数(250日)に含まれているので、対象日数については、開設時間が原則8時間以上のこと。  
 (注4)「分割」欄は、年度の途中にクラブを分割する(した)場合に○印を付すこと。  
 (注5)「年度途中における新規開設」欄は、年度途中にクラブを新規で開設する場合に○印を付すこと。  
 (注6)「新規開設年月日」欄は、(注5)により○を付した場合に、新規開設する(した)年月日を記入すること。  
 (注7)「新規開設年月日」欄は、(注6)により○を付した場合に、新規開設する(した)年月日を記入すること。  
 (注8)「新規開設年月日」欄は、(注6)により○を付した場合は、翌年度以降1年を過ぎて開設した場合に、開設日数等が基準開設日数(250日)に満たないクラブは補助対象外であるので注意すること。

②、事業費対し(従業員20～35人・開設日数250日以上の放課後児童クラブ)

実施市町村名	放課後児童クラブ名	開設状況		長期間開設 延日数 ※開設 割合	児 童 数			分割	年度途中 における 新規開設	新規開設 年月日
		年間開設日数 (a)	開設日数加算 対象日数 (a)-250		開設時間	1～3年	4～6年			
										年月日
										年月日
										年月日
小 計	クラブ							か所	か所	
										年月日
										年月日
										年月日
小 計	クラブ							か所	か所	
合 計 (市町村)	クラブ							か所	か所	

(注1)「長期間開設の延日数」は、設置日における1日の開設時間が6時間を超えて、かつ1日を超えて開設する場合は○印を付すこと。  
 (注2)「児童数(平均)」内は、児童数を内数で記入すること。また、「児童数(平均)」内は児童数を内数で記入し、児童数を合計して○印を付すこと。  
 (注3)「開設日数加算対象日数」は「年間開設日数」が300日以上の場合は、50日とする。また、授業日、長期休業日(土曜、日曜及び祝日を除く)及びクラブ開設上必要な開所日は、基準開設日数(250日)に含まれているので、対象日数については、開設時間が原則8時間以上のこと。  
 (注4)「分割」欄は、年度の途中にクラブを分割する(した)場合に○印を付すこと。  
 (注5)「年度途中における新規開設」欄は、年度途中にクラブを新規で開設する場合に○印を付すこと。  
 (注6)「新規開設年月日」欄は、(注5)により○を付した場合に、新規開設する(した)年月日を記入すること。  
 (注7)「新規開設年月日」欄は、(注6)により○を付した場合は、翌年度以降1年を過ぎて開設した場合に、開設日数等が基準開設日数(250日)に満たないクラブは補助対象外であるので注意すること。

改 正 案

現 行

c. 事業実績(児童数36~70人・開設日数250日以上の放課後児童クラブ)

実施市町村名	放課後児童クラブ名	年間開設日数 (a)	開設日数加算 対象日数 (a)-250	開設状況		児童数				分割	年度途中 における 新規開設	新規開設 年月日
				開設時間	長期開所 翌日分	1~3年	4~6年	計	障害児 受入			
		日	日	時~時 (長期休業日等 除く)		人	人	人				年月日
		日	日	時~時 (長期休業日等 除く)		人	人	人				年月日
		日	日	時~時 (長期休業日等 除く)		人	人	人				年月日
小計	クラブ	日	日	時~時 (長期休業日等 除く)	施設	人	人	人	か所	か所	か所	年月日
		日	日	時~時 (長期休業日等 除く)		人	人	人				年月日
		日	日	時~時 (長期休業日等 除く)		人	人	人				年月日
小計	クラブ	日	日	時~時 (長期休業日等 除く)	施設	人	人	人	か所	か所	か所	年月日
合計 (市町村)	クラブ	日	日	時~時 (長期休業日等 除く)	施設	人	人	人	か所	か所	か所	年月日

(注1)「長期開所の翌日分」は、休業日における1日の開設時間が0時間を超えて、かつ1日を越えて開設する場合に「年間平均開設日数」「長期開所の長期開所分」は、「1日の開設時間が0時間を超えて開設する場合は」の年間平均開設日数を記入すること。

(注2)「児童数」欄の「」内は、障害児数を内訳で記入すること。

(注3)「開設日数加算対象日数」「年間開設日数」が500日以上の場合は、50日とすること。また、休業日、長期休業日(土曜、日曜及び祝日)及びクラブ開設に必要な開所日は、基準開設日数(250日)に含まれているので、対象日数については、開設時間が原則0時間以上のこと。

(注4)「分割」欄は、年度の途中にクラブを分割する(した)場合に○印を付し、分割前の放課後児童クラブ名を記入すること。

(注5)「年度途中における新規開設」欄は、年度途中にクラブを新規で開設する場合に○印を付すること。

(注6)「新規開設年月日」欄は、(注5)により○を付した場合に、新規開設する(した)年月日を記入すること。

また、基準額の算出については、月割りにより算出とすること。なお、「年度途中における新規開設する(した)クラブについては、翌年度以降1年を過ぎて開設した場合に、開設日数等が基準開設日数(250日)に満たないクラブは補助対象外であるので注意すること。

c. 事業実績(児童数36~70人・開設日数250日以上の放課後児童クラブ)

実施市町村名	放課後児童クラブ名	年間開設日数 (a)	開設日数加算 対象日数 (a)-250	開設状況		児童数				分割	年度途中 における 新規開設	新規開設 年月日
				開設時間	長期開所 翌日分	1~3年	4~6年	計	障害児 受入			
		日	日	時~時 (長期休業日等 除く)		人	人	人				年月日
		日	日	時~時 (長期休業日等 除く)		人	人	人				年月日
		日	日	時~時 (長期休業日等 除く)		人	人	人				年月日
小計	クラブ	日	日	時~時 (長期休業日等 除く)	施設	人	人	人	か所	か所	か所	年月日
		日	日	時~時 (長期休業日等 除く)		人	人	人				年月日
		日	日	時~時 (長期休業日等 除く)		人	人	人				年月日
小計	クラブ	日	日	時~時 (長期休業日等 除く)	施設	人	人	人	か所	か所	か所	年月日
合計 (市町村)	クラブ	日	日	時~時 (長期休業日等 除く)	施設	人	人	人	か所	か所	か所	年月日

(注1)「長期開所の翌日分」は、休業日における1日の開設時間が0時間を超えて、かつ1日を越えて開設する場合に○印を付すること。

(注2)「児童数」欄の「」内は、障害児数を内訳で記入すること。また、「障害児受入」の内訳は障害児を記入する場合は○印を付すること。

(注3)「設置費の対象は、障害児用、身体障害者用、特別児童扶養手当受給者を所持していること。ただし、手帳等を所持していない場合であっても、医師、児童相談所等公的機関の診断書等により施設に於けること。

(注4)「開設日数加算対象日数」「年間開設日数」が500日以上の場合は、50日とすること。また、休業日、長期休業日(土曜、日曜及び祝日)及びクラブ開設に必要な開所日は、基準開設日数(250日)に含まれているので、対象日数については、開設時間が原則0時間以上のこと。

(注5)「分割」欄は、年度の途中にクラブを分割する(した)場合に○印を付し、分割前の放課後児童クラブ名を記入すること。

(注6)「年度途中における新規開設」欄は、年度途中にクラブを新規で開設する場合に○印を付すること。

(注7)「新規開設年月日」欄は、(注6)により○を付した場合に、新規開設する(した)年月日を記入すること。

また、基準額の算出については、月割りにより算出とすること。なお、「年度途中における新規開設する(した)クラブについては、翌年度以降1年を過ぎて開設した場合に、開設日数等が基準開設日数(250日)に満たないクラブは補助対象外であるので注意すること。



改正案

現行

事業実績(児童数71人以上・開設日数250日以上の放課後児童クラブ)

実施市町村名	放課後児童クラブ名	年間開設日数 (a)	開設日数加算 対象日数 (a)-250	開設状況		児童数			分割	年度途中 における 新規開設	新規開設 年月日
				開設時間	長時間開設 注日数	長期休業 日数	1-3年	4-6年			
		日	日	時~時 (長期休業日 時)		人	人	人			年月日
		日	日	時~時 (長期休業日 時)		人	人	人			年月日
		日	日	時~時 (長期休業日 時)		人	人	人			年月日
小計	クラブ	日	日		時間 時間	( )	( )	( )	か所	か所	
		日	日	時~時 (長期休業日 時)		人	人	人			年月日
		日	日	時~時 (長期休業日 時)		人	人	人			年月日
		日	日	時~時 (長期休業日 時)		人	人	人			年月日
小計	クラブ	日	日		時間 時間	( )	( )	( )	か所	か所	
合計 (市町村)	クラブ	日	日		時間 時間	( )	( )	( )	か所	か所	

【注1】長時間開設とは、授業日における1日の開設時間が6時間を超え、かつ1日を超えて開設する場合の年間平均開設時間を、「長時間開設の取扱体積分」は、1日の開設時間が6時間を超えて開設する場合の年間平均開設時間を記入すること。  
 【注2】児童数欄の( )内は、児童数を内数で記入すること。  
 【注3】開設日数加算対象日数は「年間開設日数」が300日以上の場合、50日とすること。また、授業日、長期休業日(土曜、日曜及び祝日を除く)及びクラブ開設上必要な開所日は、基準開設日数(250日)に含まれているので、対象日数については、開設時間が原則6時間以上のこと。  
 【注4】分割欄は、年度途中にクラブを分割する(した)場合に○印を付し、分割前の放課後児童クラブ名を記入すること。  
 【注5】年度途中における新規開設(単は、年度途中にクラブを新規で開設する場合に○印を付すること。  
 【注6】新規開設年月日欄は、(注5)により○を付した場合には、新規開設する(した)年月日を入ること。  
 【注7】新規開設年月日欄は、(注6)により○を付した場合には、年度途中における新規開設する(した)クラブについては、要年度以降1年を通じて開設した場合に、開設日数等が基準開設日数(250日)に満たないクラブは補助対象外であるので注意すること。

事業実績(児童数71人以上・開設日数250日以上の放課後児童クラブ)

実施市町村名	放課後児童クラブ名	年間開設日数 (a)	開設日数加算 対象日数 (a)-250	開設状況		児童数			分割	年度途中 における 新規開設	新規開設 年月日
				開設時間	長時間開設	1-3年	4-6年	計			
		日	日	時~時 (長期休業日 時)		人	人	人			年月日
		日	日	時~時 (長期休業日 時)		人	人	人			年月日
		日	日	時~時 (長期休業日 時)		人	人	人			年月日
小計	クラブ	日	日		時間 時間	( )	( )	( )	か所	か所	
		日	日	時~時 (長期休業日 時)		人	人	人			年月日
		日	日	時~時 (長期休業日 時)		人	人	人			年月日
		日	日	時~時 (長期休業日 時)		人	人	人			年月日
小計	クラブ	日	日		時間 時間	( )	( )	( )	か所	か所	
合計 (市町村)	クラブ	日	日		時間 時間	( )	( )	( )	か所	か所	

【注1】長時間開設とは、授業日における1日の開設時間が6時間を超え、かつ1日を超えて開設する場合に○印を付すること。  
 【注2】児童数欄の( )内は、児童数を内数で記入すること。また、「児童数記入」の欄は児童数を記入する場合は○印を付すること。  
 【注3】児童数の対象は、児童数等、身体障害者手帳、特別児童手帳等所持していること。ただし、手帳等を所持していない場合であっても、医師、児童相談所等公的機関の児童等により  
 数数に記入すること。  
 【注4】開設日数加算対象日数は「年間開設日数」が300日以上の場合、50日とすること。また、授業日、長期休業日(土曜、日曜及び祝日を除く)及びクラブ開設上必要な開所日は、基準開設日  
 数(250日)に含まれているので、対象日数については、開設時間が原則6時間以上のこと。  
 【注5】分割欄は、年度途中にクラブを分割する(した)場合に○印を付し、分割前の放課後児童クラブ名を記入すること。  
 【注6】年度途中における新規開設(単は、年度途中にクラブを新規で開設する場合に○印を付すること。  
 【注7】新規開設年月日欄は、(注5)により○を付した場合には、新規開設する(した)年月日を入ること。  
 【注8】新規開設年月日欄は、(注6)により○を付した場合には、年度途中における新規開設する(した)クラブについては、要年度以降1年を通じて開設した場合に、開設日数等が基準  
 開設日数(250日)に満たないクラブは補助対象外であるので注意すること。

改 正 案

現 行

e. 専業主婦(児童数20人以上・開設日数200～249日の放課後児童クラブ)

実施市町村名	放課後児童クラブ名	開設状況			児童数			分割
		年間開設日数	開設時間	長時間開設	1～3年	4～6年	計	
		日	時～時 (長期休業日等時)		人	人	人	
		日	時～時 (長期休業日等時)		人	人	人	
		日	時～時 (長期休業日等時)		人	人	人	
小計	クラブ			超過	人	人	人	か所
		日	時～時 (長期休業日等時)		人	人	人	
		日	時～時 (長期休業日等時)		人	人	人	
		日	時～時 (長期休業日等時)		人	人	人	
小計	クラブ			超過	人	人	人	か所
(合計市町村)	クラブ			超過	人	人	人	か所

(注1)「長時間開設の平日数」欄は、授業日における1月の開設時間が6時間を超過、かつ18時を越えて開設した場合は1の年間平均時間数を記入すること。  
 (注2)「分割」欄は、年度の途中でクラブを分割する(した)場合に○印を付し、分割前の放課後児童クラブ名を記入すること。

e. 専業主婦(児童数20人以上・開設日数200～249日の放課後児童クラブ)

実施市町村名	放課後児童クラブ名	開設状況			児童数			分割
		年間開設日数	開設時間	長時間開設	1～3年	4～6年	計	
		日	時～時 (長期休業日等時)		人	人	人	
		日	時～時 (長期休業日等時)		人	人	人	
		日	時～時 (長期休業日等時)		人	人	人	
小計	クラブ			超過	人	人	人	か所
		日	時～時 (長期休業日等時)		人	人	人	
		日	時～時 (長期休業日等時)		人	人	人	
		日	時～時 (長期休業日等時)		人	人	人	
小計	クラブ			超過	人	人	人	か所
(合計市町村)	クラブ			超過	人	人	人	か所

(注1)「長時間開設」の欄は、授業日における1月の開設時間が6時間を超過、かつ18時を越えて開設する場合に○印を付すこと。  
 (注2)「分割」欄は、年度の途中でクラブを分割する(した)場合に○印を付し、併せて分割前の放課後児童クラブ名を記入すること。

改 正 案

現 行

f 事業実績 総括表(a~eの計)

	実施か所数							開設日数 加算対象 日数
	a	b	c	d	a~d 小計	e	a~e 合計	
クラブ数	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	日
開設日数加算	か所	か所	か所	か所	か所	—	か所	
長時間開設	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	
	平日分	か所	か所	か所	か所	か所	か所	
	長期休暇分	か所	か所	か所	か所	か所	—	か所

実施市町村数	児 童 数		
	1~3年	4~6年	計
	人	人	人
	( )	( )	( )

(注1)「開設日数加算対象日数」欄は、開設日数加算の対象となる日数の総数を記入すること。  
 (注2)「児童数」欄の( )内は、障害児数を内数で記入すること。

②放課後子ども環境整備事業費  
 現行のとおり (略)

③放課後児童クラブ支援事業費  
 a ボランティア派遣事業  
 現行のとおり (略)

b 放課後子どもプラン実施支援等事業  
 現行のとおり (略)

f 事業実績 総括表(a~eの計)

実施市町村数	実施か所数							開設日数 加算対象 日数	児 童 数			
	a	b	c	d	a~d 小計	e	a~e 合計		1~3年	4~6年	計	障害児 受入
	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )		人	人	人	か所
	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )		( )	( )	( )	

(注1)「実施か所数」欄の( )内は、長時間開設欄に○印を記入したか所数を内数で、「」内は、開設日数加算の対象となるクラブのか所数を内数で記入すること。  
 (注2)「開設日数加算対象日数」欄は、開設日数加算の対象となる日数の総数を記入すること。  
 (注3)「児童数」欄の( )内は、障害児数を内数で記入すること。また、「障害児受入」の欄は障害児を受け入れる場合にか所数を記入すること。

②放課後子ども環境整備事業費  
 (略)

③放課後児童クラブ支援事業費  
 a ボランティア派遣事業  
 (略)

b 放課後子どもプラン実施支援等事業  
 (略)

改正案

現行

c 放課後児童の衛生・安全対策事業  
 現行のとおり (略)

c 放課後児童の衛生・安全対策事業  
 (略)

d 障害児受入推進事業

市町村名	指導員の配置方法	配置人数		が活動		備考
		合計	会社	会社		
〇〇市	1. 市町村が雇用し、放課後児童クラブに派遣					
	2. 放課後児童クラブが雇用し、その費用を市町村が負担費として支出					
	3. 放課後児童クラブが雇用し、当該指導員に係る経費を市町村が補助					
□□市	1. 市町村が雇用し、放課後児童クラブに派遣					
	2. 放課後児童クラブが雇用し、その費用を市町村が負担費として支出					
	3. 放課後児童クラブが雇用し、当該指導員に係る経費を市町村が補助					
会社 (市町村費)	1. 市町村が雇用し、放課後児童クラブに派遣					
	2. 放課後児童クラブが雇用し、その費用を市町村が負担費として支出					
	3. 放課後児童クラブが雇用し、当該指導員に係る経費を市町村が補助					

(注1)「指導員の配置方法」欄は、該当する配置方法に○をすること。  
 (注2)当該年度に障害児の受入を予定していたが、やむを得ない事情により、結果的に障害児がクラブを利用しなかった場合は、備考欄にその理由を記載すること。

別紙様式6  
 現行のとおり (略)

別紙様式7  
 現行のとおり (略)

別紙様式8  
 現行のとおり (略)

別紙様式6  
 (略)

別紙様式7  
 (略)

別紙様式8  
 (略)

改 正 後	現 行
<p>別 紙</p> <p>児童厚生施設等整備費交付要綱</p> <p>(通則)</p> <p>1. (略)</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2. (略)</p> <p>(定 義)</p> <p>3. この要綱において「児童厚生施設等」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>4. (略)</p>	<p>別 紙</p> <p>児童厚生施設等整備費交付要綱</p> <p>(通 則)</p> <p>1. 児童厚生施設等整備費の国庫補助については、予算の範囲内において交付するものとし、法令又は予算の定めるところに従い補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省・労働省令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2. この補助金は、児童手当法（昭和46年法律第73号）第29条の2に規定する児童育成事業として、児童厚生施設等の整備の促進を図ることにより児童の福祉の増進に資することを交付の目的とする。</p> <p>(定 義)</p> <p>3. この要綱において「児童厚生施設等」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 平成2年8月7日厚生省発児第123号本職通知の別紙「児童館の設置運営要綱」（以下「設置運営要綱」という。）の第2から第4に定める小型児童館、児童センター（大型児童センターを含む。以下同じ。）及び大型児童館（「C型児童館」を除く。以下同じ。）。</p> <p>(2) 平成19年3月30日18文科生第587号・雇児発第0330039号文部科学省生涯学習政策局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知の別添2「放課後児童健全育成事業実施要綱」に基づく事業（以下「放課後児童健全育成事業」という。）を実施するための施設（以下「放課後児童クラブ室」という。）。</p> <p>4. この要綱において「施設整備」とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。</p>

改 正 後

現 行

整備区分	整備内容
創設	新たに施設を整備すること。 ただし、 <u>小型児童館及び児童センター（大型児童センターを除く。）</u> においては、 <u>年長児童用整備を伴う整備</u> をすること。
改築	既存施設の改築整備をすること。 ただし、 <u>小型児童館及び児童センター（大型児童センターを除く。）</u> においては、 <u>年長児童用整備を伴う整備</u> をすること。
拡張	(1) 小型児童館を児童センターとするため既存施設の延面積の増加を図る整備をすること。 (2) 既設の小型児童館及び児童センターにおいて、放課後児童健全育成事業を実施するため、延面積の増加を図る整備をすること。 (3) 既設の小型児童館及び児童センター（大型児童センターを除く。）において、年長児童用整備を伴う既存施設の延面積の増加を図る整備をすること。
大規模修繕	(1) 既存施設について、平成6年6月23日児発第608号厚生省児童家庭局長通知「児童厚生施設整備における大規模修繕等の取扱いについて（以下「通知」という。）」により整備すること。 (2) 既設の小型児童館及び児童センター（大型児童センターを除く。）において、年長児童用整備を伴う上記通知による整備をすること。

整備区分	整備内容
創設	新たに施設を整備すること。
改築	既存施設の改築整備をすること。
拡張	(1) 小型児童館を児童センターとするため既存施設の延面積の増加を図る整備をすること。 (2) 既設の小型児童館及び児童センターにおいて、放課後児童健全育成事業を実施するため、延面積の増加を図る整備をすること。 (3) 既設の小型児童館及び児童センター（大型児童センターを除く。）において、年長児童用整備を伴う既存施設の延面積の増加を図る整備をすること。
大規模修繕	(1) 既存施設について、平成6年6月23日児発第608号厚生省児童家庭局長通知「児童厚生施設整備における大規模修繕等の取扱いについて（以下「通知」という。）」により整備すること。 (2) 既設の小型児童館及び児童センター（大型児童センターを除く。）において、年長児童用整備を伴う上記通知による整備をすること。

(交付の対象)

5. この補助金は、次の事業を交付の対象とする。
- (1) 設置運営要綱に基づき都道府県が設置する大型児童館の施設整備
  - (2) 設置運営要綱に基づき指定都市及び中核市が設置するB型児童館、小型児童館、児童センター及び3の(2)に定める放課後児童クラブ室の創設のための施設整備
  - (3) 設置運営要綱に基づき市町村（特別区を含み指定都市及び中核市を除く。以下同じ。）が設置するB型児童館、小型児童館、児童センター及び3の(2)に定める放課後児童クラブ室の創設のための施設整備に対し、都道府県が行う補助
  - (4) 設置運営要綱に基づき社会福祉法人及び民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人（以下「社会福祉法人等」という。）が設置するB型児童館、小型児童館、児童センター及び3の(2)に定める放課後児童クラブ室の創設のための施設整備に対し、都道府県、指定都市又は中核市が行う補助

(交付の対象)

5. この補助金は、次の事業を交付の対象とする。
- (1) 設置運営要綱に基づき都道府県が設置する大型児童館の施設整備
  - (2) 設置運営要綱に基づき指定都市及び中核市が設置するB型児童館、小型児童館及び児童センターの施設整備
  - (3) 設置運営要綱に基づき市町村（特別区を含み指定都市及び中核市を除く。以下同じ。）が設置するB型児童館、小型児童館及び児童センターの施設整備に対し、都道府県が行う補助
  - (4) 設置運営要綱に基づき社会福祉法人及び民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人（以下「社会福祉法人等」という。）が設置するB型児童館、小型児童館及び児童センターの施設整備に対し、都道府県、指定都市又は中核市が行う補助